

自賠法16条1項の請求にかかわる 労災保険求償との優先関係および履行期

共栄火災海上保険株式会社 島 智久

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、 日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表·上智大学法学部教授 梅村 悠

最高裁一小平成30年9月27日判決 平成29年(受) 第659号、第660号 保険金請求事件 民集72巻4号 432頁 裁判所時報1709号2頁 金融・商事判例 1555号8頁

控訴審 東京高裁平成28年12月22日判決 平成28年(ネ)第4484号 自保ジャーナル1992号40頁 金融・商事判例1555号16頁

第一審 東京地裁平成26年1月28日判決 平成24年(ワ)第34647号 判例タイムズ1420号386頁 金融・商事判例1555号19頁

1. 本件の争点

本件は、自動車同士の衝突事故により被害を受けた被害者Xが、加害車両を被保険自動車とする自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」)の保険会社であるYに対し、自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」)16条1項に基づき、保険金額の限度における損害賠償額及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める事案である¹⁾。

本件での争点は、①Xが被った後遺障害の内容及び程度、②XがYに対し請求できる損害賠償額、③遅延損害金の起算日であった。

2. 事実の概要

(1) Xは平成25年9月8日、トラック乗務員として 中型貨物自動車を運転中、運転者の前方不注視等の 過失により反対車線から中央線を越えて進入した加 害車両と正面衝突し(以下、この事故を「本件事故」)、 左肩腱板断裂等の傷害を負い、その後、左肩関節の 機能障害等の後遺障害が残った。

- (2) 本件事故当時、加害車両についてYを保険者と する自賠責保険の契約が締結されていた。
- (3) 政府は、本件事故が第三者の行為によって生じた業務災害であるとして、平成27年2月までに、Xに対し、労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」)に基づく給付(以下「労災保険給付」)として、療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を行った。このことから、本件事故に係るXのYに対する自賠法16条1項に基づく損害賠償額の支払請求権(以下「直接請求権」)が、労災保険法12条の4第1項により、上記の労災保険給付の価額の限度で国に移転した。
- (4) Xが上記の労災保険給付を受けてもなお填補されない本件事故に係る損害額があった。
- (5) Xは、平成27年2月、本件事故にかかわる自賠責保険金額は傷害につき120万円、後遺障害につき461万円であるなどと主張して、本件訴訟を提起した。(6) 第一審は、争点①として、Xの障害について「左肩関節の障害は、疼痛の評価を含み、肩関節の機能に障害を残すものとして12級6号に該当すると認められ」、「本件事故の態様、診察経緯等の一切の事情をふまえ、Xの頸部の症状は、後遺障害等級14級9号に該当すると認められる。」とし、「後遺障害等級は、併合12級に該当する。」とした。

争点②については、「自賠責保険は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ることを目的とする制度であり(自賠法1条)、自賠法16条1項は、被害者請求によって、被害者が少なくとも自賠責保険金額の限度では確実

に損害のてん補を受けられることにして、その保護 を図るものである。」また、「労災保険給付は、労働 者を保護し、あるいは労働者の福祉の増進に寄与す るために給付されるものであり(労働者災害補償保 険法(労災保険法)1条)、同法12条の4に基づき政 府が取得するのは、労災保険制度が保護する労災保 険受給者の権利である。交通事故の被害者である労 災保険受給者が、労災保険給付によっては加害者に 対し賠償を求めることができる損害額の全てがてん 補されていないにもかかわらず、同人の有する損害 賠償請求権の一部を政府が取得したことによって、 自賠責保険における現実の支払を受けられなくなる ことは、自賠法16条1項の趣旨に沿わないし、労災 保険法12条の4の趣旨にも沿わない。」「したがっ て、被害者が、交通事故が原因で労災保険給付を受 けたとしても、加害者に対し賠償を求めることがで きる損害額の全てがてん補されていなければ、その 未てん補損害の額につき、政府に優先して、自賠責 保険の保険会社から損害賠償額の支払を受けられる というべきである。」とした。

争点③については、「自賠法16条の9は、被害者請求があった場合に、保険会社が履行遅滞に陥る時期を定める規定であり、被害者請求の行使方法による限定はないから、訴訟上の被害者請求にも当然に適用される。したがって、保険会社は、被害者請求があった後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは遅滞の責任を負わない。

保険会社が確認する損害賠償額について、自賠法 16条の3が、保険会社は、死亡、後遺障害及び傷害 の別に国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める支払 基準(支払基準)に従って支払うべきことを定め、 支払基準には、休業損害の原則的な日額や上限額、 傷害の慰謝料の日額などが定められているから、訴 訟外の被害者請求では、当該請求を受けた保険会社 は、支払うべき損害賠償額を迅速に算定することが でき、かかる事情を踏まえ、社会通念上、保険会社 において損害賠償額の確認をするために必要な期間 が経過したときには、遅滞の責任を負うことになる。 これに対し、訴訟上の被害者請求では、裁判所が、 支払基準によることなく、当事者の主張立証に基づ き、個別的な事案ごとの損害賠償額を算定するので あるから(最高裁平成17年(受)第1628号同18年3 月30日第一小法廷判決・民集60巻 3 号11242頁2)、

当該請求を受けた保険会社は、被害者請求訴訟の判決が確定しなければ、支払うべき損害賠償額を確認することができないことになる。

したがって、本判決が確定するまで被害者請求の 履行期は到来せず、被告は遅滞の責任を負わないと いうべきであり、遅延損害金の起算日は、本判決確 定の日である。」と判示した。

(7) Xは争点①と③の判断につき、Yは争点②の判断を不服として、控訴した。控訴審では、原審を一部棄却、一部変更した。争点①につき、左肩関節の機能障害は「後遺障害等級12級6号に該当する」³⁾とした。

争点③について、「自賠法16条の9は、同法16条1項の規定による損害賠償額の支払の請求があった後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは遅滞の責任を負わない旨規定している。同規定は、直接請求権が行使される場合、自動車事故の事実関係、損害の程度、因果関係の有無及び過失割合等の確認を要する事由が必ずしも明らかにされずに請求されることがあり、損害賠償額の支払のために確認を要する事由とこれに要する期間が事案ごとに異なることから、直接請求権の履行期を上記事由の確認に必要な期間の経過後とするものと解される。

そして、保険会社が訴訟外で保険金等を支払う場 合においては、公平かつ迅速な保険金等の支払の確 保という見地から、保険会社に対して、自賠法16条 の3第1項が規定する支払基準に従って支払うこと を義務付けているのに対し、自賠法16条1項に基づ いて被害者が保険会社に対して損害賠償額の支払を 請求する訴訟においては、当事者の主張立証に基づ く個別的な事案ごとの結果の妥当性が尊重されるべ きであって、裁判所は同項が規定する支払基準によ ることなく損害賠償額を算定して支払を命じること ができる(最高裁判所平成18年3月30日第一小法廷 判決。民集60巻3号1242頁参照)。このように、訴訟 上の被害者請求では、裁判所が支払基準によること なく損害賠償額を決定するのであって、保険会社に おいて判決が確定するまでは損害賠償額を確認する ことができないことからすると、保険会社が訴訟を 遅滞させるなどの特段の事情がない限り、訴訟上の 被害者請求における自賠法16条の9第1項の必要な 期間とは、判決が確定するまでの期間をいうものと

解すべきである。」とし、Xの控訴を棄却した。

争点②については、「労災保険法12条の4は、事故 が第三者の行為によって生じた場合において、受給 権者に対し、政府が先に保険給付をしたときは、受 給権者の第三者に対する損害賠償請求権は給付の価 額の限度で当然国に移転し(1項)、第三者が先に損 害賠償をしたときは、政府はその価額の限度で保険 給付をしないことができる旨定め(2項)、受給権者 に対する第三者の損害賠償義務と政府の保険給付義 務とが相互補完の関係にあり、同一の事由による損 害の二重填補を認めるものではない趣旨を明らかに している(最高裁判所平成元年4月11日第三小法廷 判決。民集43巻4号209頁参照)。このことからする と、受給権者が交通事故による労災保険給付を受け た場合であって加害者に対し損害賠償を求めること ができる損害額のすべてが填補されていないときに は、これが填補されるに至るまで被害者の権利行使 を認めたとしても、被害者が同一の事由による損害 の二重填補を受けるものではなく、同条が、これを 超えて、労災保険給付の履行によって生じる労災保 険給付者による求償権と被害者の直接請求権が並存 する場合においても、労災保険給付者と被害者とが 対等な地位に立つことまで要請しているものとは解 し難い。また、業務上災害に当たる交通事故の被害 者が、加害者、自賠責保険及び労災保険のいずれに 対し、どのような順序で損害の填補を求めるかは自 由であるところ、按分説を基本とする保険実務の取 扱いによると、自賠責保険から保険金額全額の支払 を受けた後に労災保険金を請求した場合と労災保険 金を請求した後に自賠責保険金を請求した場合との 間で損害の填補額に不合理な差異が生ずることにな る。これに加え、労災保険法は、労働者の福祉の増 進に寄与することを目的とし、事業主が加入者とし て保険料を負担し、政府を保険者とする強制保険制 度によって災害補償の迅速かつ公正な実施を行うこ とを目的とするものであることからすると、使用者 との保険契約上の債務の履行としての給付である労 災保険が、加害者を被保険者とし被害者保護を図る 自賠責保険と同等であると解すべきであるというこ とはできない。」として、Yの控訴を棄却した。

(8) この控訴審判決に対し、控訴同様にXが争点① と③の判断につき(平成29年(受)第659号)、Yが 争点②の判断について(平成29年(受)第660号)上 告受理申立をした。

3. 判旨(一部破棄差戻·一部上告棄却)

本判決は、争点①については上告受理申立て理由 から上告受理の決定において排除、棄却した他、争 点②、③について以下のとおり判示した。

自賠法16条1項の趣旨は、同法3条の規定による 保有者の損害賠償の責任が発生したときに、被害者 は少なくとも自賠責保険金額の限度では確実に損害 の填補を受けられることにして、同法1条の趣旨か らもその保護を図るものであること、さらに、労災 保険法12条の4第1項が設けられたのは、労災保険 給付によって受給権者の損害の一部が填補される結 果となった場合に、受給権者において填補された損 害の賠償を重ねて第三者に請求することを許すべき ではないし、他方、損害賠償責任を負う第三者も、 填補された損害について賠償義務を免れないように するためであり、政府が行った労災保険給付の価額 を国に移転した損害賠償請求権によって賄うこと が、同項の主たる目的であるとは解されないことか ら、同項により国に移転した直接請求権が行使され ることによって、被害者の未填補損害についての直 接請求権の行使が妨げられる結果が生ずることは、 同項の趣旨にも沿わないとし、被害者の損害賠償額 請求権が労災保険の求償に優先すると判断した。 【争点②】

また、自賠法16条の9第1項は、自賠責保険では、 保険会社は損害賠償額の支払をすべき事由について 必要な調査をしなければその支払をすることができ ないことに鑑み、民法412条3項の特則として、支払 請求があった後、所要の調査に必要な期間が経過す るまでは、その支払債務は遅滞に陥らないものとし、 他方で、その調査によって確認すべき対象を最小限 にとどめて、迅速な支払の要請にも配慮したものと 解され、自賠法16条の9第1項にいう「当該請求に 係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の 確認をするために必要な期間」とは、保険会社にお いて、被害者の損害賠償額の支払請求に係る事故及 び当該損害賠償額の確認に要する調査をするために 必要とされる合理的な期間をいうと解すべきであ り、その期間については、事故又は損害賠償額に関 して保険会社が取得した資料の内容及びその取得時 期、損害賠償額についての争いの有無及びその内容、 被害者と保険会社との間の交渉経過等の個々の事案 における具体的事情を考慮して判断するのが相当で あるとした。【争点③】

4. 評釈

本判決は、自賠法16条1項に基づく被害者からの 損害賠償額の請求(以下、「被害者請求」)と労災保 険の求償(以下、「労災求償」)が競合した場合の優 先関係を明示したこと、及び保険法制定に伴って規 定された自賠法16条の9における起算日につき、最 高裁において初めて判断された意義がある判決であ り、本判決の検討と影響の考察をしていくこととす る。

(1) 被害者請求と労災求償の競合

① 社会保険の求償と自賠責保険

労災保険や健康保険等では、同様に給付の価額 を限度として第三者に対して有する損害賠償請求 権を代位取得する規定4)がある。自賠法16条1項 では「第三条の規定による保有者の損害賠償の責 任が発生したときは、被害者は、政令で定めると ころにより、保険会社に対し、保険金額の限度に おいて、損害賠償額の支払をなすべきことを請求 することができる。」と規定し、被害者⁵⁾である 損害賠償請求権者が自賠責保険会社に対して直接 請求が出来る。社会保険が代位取得するものは加 害者への損害賠償請求権であるが、損害賠償額を 直接請求できる自賠法16条1項の請求権について も第三者に対して有する損害賠償請求権に含まれ ると解されている⁶⁾。そうすると、被害者が有す る損害賠償請求権と代位取得された請求権は同質 (極論すれば同じもの) であることから、当初は 自賠責保険の実務として、民法427条の平等分割の 原則に従い、請求額の比率において被害者と社会 保険の保険者に按分して支払われることとなって いた7)。

しかしながら、最三小判平成20年2月19日(民集62巻2号534頁)(以下、「平成20年最判」)において、老人保健法による「医療給付は社会保障の性格を有する公的給付であり、損害のてん補を目的としたものではない。」と判断されたことにより、国民健康保険・各種健康保険の給付は全くの同趣旨であるとして、実務としては2008年(平成20年)8月1日より、国民健康保険・各種健康保険の求償よりも被害者請求を優先する取扱いへと変更している。一方で、労災求償においては、労災保険による各種給付は、損害てん補性が認められていることから、平成20年最判の趣旨とは異な

る給付であるとしてこれまでどおり按分する取扱 いとなっていた⁸⁾。

② 平成20年最判

平成20年最判の判旨は、被害者請求と老人保健 法25条1項に基づく医療給付をおこなった市町村 長の求償請求が競合し、損害額が保険金額を上回 った場合、被害者は市町村長に優先して自賠責保 険の保険会社から保険金額の限度で損害賠償額の 支払を受けることができる。というものである。 その理由としては、

- 「自賠法16条1項は、同法3条の規定による 保有者の損害賠償の責任が発生したときに、被 害者は少なくとも自賠責保険金額の限度では確 実に損害のてん補を受けられることにしてその 保護を図る」趣旨である。
- 老人保健法による「医療給付は社会保障の性格を有する公的給付であり、損害のてん補を目的として行われるものではない。」
- 老人保健法41条1項が設けられた趣旨は、二 重てん補の防止と第三者の損害賠償義務をいた ずらに免脱させないもので、「医療に関して支 払われた価額等を市町村長が取得した損害賠償 請求権によって賄うことが、同項の主たる目的 であるとは解されない。」

というものであった。

この判決をうけ、その射程に労災保険が入るのか否か⁹⁾ ということが論点となり、これまでも意見が分かれていた。労災保険も同様に射程に入るとの考え方としては、労災保険も同じ社会保険であることや、労災保険法と各健康保険関連の法における代位規定の構成が同様であることを主として挙げている。一方、否定派の主な考え方としては、前述のとおり労災保険の給付は損害のてん補性を有する給付を含む¹⁰⁾ ことから各種健康保険とは性質が異なり、その違いが損害賠償額算定の際における給付額の控除と過失相殺の先後関係の違いに現れている¹¹⁾ としていた¹²⁾。

③ 本判決の考察と影響

本判決は、前述の平成20年最判を引用していないものの、その書きぶりは、老人保健法に関する平成20年最判を労災保険法に置き換えているだけである¹³⁾。これは、最高裁としては各種健康保険

と労災保険では、同じ社会保険の分類であっても別のものであるため、引用するのではなく労災保険の判断として判示したものと考える。このことにより、被害者請求との優劣関係においては、各種健康保険と同様の判断となるが、その他の論点(たとえば過失相殺との先後関係等)については、各々の性質から異なる判断となっても整合が取れるのではないだろうか。

上記の判断から、社会保険全般の求償と被害者 請求の優先関係は被害者請求が優先されることが 明らかとなったが、既に最高裁で判断されている14) とされるものの、もともと自賠法16条1項の請求 権と損害賠償請求権が同質なのかとの問題や仮に 同質とした場合に保険代位と異なり実定法として どちらに優先関係があるかの規定がない中で、法 (あるいは条文) の趣旨から優先関係を判断して 良いのかには疑問を感じる。一方、実務としては 社会保険全体で同様の取扱いをすること151は、単 純に評価できること¹⁶⁾ から、実定法で解決が図ら れることが望ましいと考える「プ。そこからすると 今後施行される改正民法502条においては一部弁 済による代位の規定でこれまで法文上では平等分 割の原則の考え方が整合的であったものを、それ と異なった近時の判例法理180へ整合するように改 正されている。そしてこの規定は、一部弁済によ る代位の効果について、抵当権が実行された場合 における配当の事例で債権者が代位者に優先する と判断した判例法理を、抵当権以外の権利行使に も一般化して明文化するものと検討されていた19 経緯から、改正民法によって解決が図られたと考 えることもできるが、代位を規定する法(例えば 本件であれば労災保険法)あるいは自賠法におい て、優先関係を明文化する方がより明確となるの ではないかと考える。

(2) 自賠法16条1項の履行期

① 自賠法16条の9

2010年に施行された保険法において、保険給付の履行期について第21条に定められたことに伴い、自賠責保険の保険金請求(自賠法15条の請求。以下、「加害者請求」)についても自動車損害賠償責任保険約款において規定された²⁰。

一方、被害者請求については、損害賠償額の直接請求であり、保険法の影響を受けないことから、

「期限の定めのない債務」として民法412条3項により請求時から遅滞するとされていた²¹⁾(最一小判昭和61年10月9日 判時1236号65頁)ものの、被害者請求においては、「自動車事故の事実関係、損害の程度、因果関係の有無、過失割合等の確認を要する事由が必ずしも明らかにされないままに請求されるものがみられ、損害賠償額の支払いのために確認を要する事由とこれに要する期間が事案ごとに異なる」²²⁾ 状況下にあることから、加害者請求とのバランスを考慮し規定されたと考えられる²³⁾。

自賠法16条の9では、1項で「保険会社は、第 16条第1項の規定による損害賠償額の支払の請求 があった後、当該請求に係る自動車の運行による 事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要 な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わな い。」と規定されている。この規定は保険法21条2 項の「保険給付を行う期限を定めなかったときは、 保険者は、保険給付の請求があった後、当該請求 に係る保険事故及びてん補損害額の確認をするた めに必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を 負わない。」の規定と同様の規定振りとなってお り、もともと「期限の定めのない債務」として解 されていたことを考えると、納得感がある。これ により、判例上、「請求時説」とされていたもの20 が、保険法の規定同様「必要な期間」経過後まで支 払猶予期間ができたということになったといえる。

そうすると論点となってくるのは「必要な期間」の解釈となってくるが、保険給付については、約款において履行期が定められているものがほとんどであり、保険法21条1項の規定が適用され、同条2項の規定が適用されることはないものと考えられ、これまで1項の「相当の期間」と2項の「必要な期間」の差についてはあまり議論されていなかったように思える。

② 本判決の影響と考察

原審までは、「判決の確定日」までを「必要な期間」として認定していたが、本判決では、「事故又は損害賠償額に関して保険会社が取得した資料の内容及びその取得時期、損害賠償額についての争いの有無及びその内容、被害者と保険会社との間の交渉経過等の個々の事案における具体的事情を考慮し」た「合理的な期間」を「必要な期間」と

しており、明確性からいえば、原審までの判断の 方がよりわかりやすく、保険法21条1項の「相当 の期間」との違いもあるように思える。一方、本 判決の判断枠組みとしては、国土交通省自動車局 保障制度参事官室監修「新版逐条解説自動車損害 賠償保障法」の解説を引用しているように思われ 個別具体的に柔軟に判断するという点からは理解 できる。原審においても「Yが訴訟を遅滞させる などの特段の事情がない」場合と個別の事情を判 断枠組みに入れる意図が感じられるものの、より 個別の事情を検討する必要があるとの判断である。 したがって、可能性は低いものの個別事情によって は、「判決の確定日」ということもあり得るように 思える。本判決において「必要な期間」を判断する にあたって考慮する事柄が列挙されているものの、 そのレベル感については検討すべきことが多く、原 審の判断枠組みの方が、「特別な事情」の解釈をい かにするかということの検討で済むことから、筆者 は原審の判断に替成したいところである。

なお、本判決の差戻審は平成31年1月16日に東 京高裁で判断されておりない、そこでは「政府が代 位取得した被害者請求権との優劣や遅延損害金の 起算日の争点の検討や審理に要する期間は考慮に 入れるべきではない」として、損害賠償額の算定 に注目し後遺障害等級を判断できる意見書の基礎 となる資料が提出された日から4カ月後と判断し ている26)。差戻審の結論のみを考えるとすると、 被害者請求も加害者請求と同じく取扱うことが求 められるように思われるが、実際の実務上、訴訟 外の被害者請求においては特段の事情がない場合 には、遅延損害金を支払うことをしておらず、本 判決による判断と同様の検討と判断は訴訟外の被 害者請求において実務的には困難であり、加害者 請求にかかわる「相当の期間」の履行期と支払猶 予期間である「必要な期間」は必ずしも同様と考 える必要はないとも考える。

もう一つ本判決の影響として、自賠法16条の9と同様の規定をしている自賠法72条1項による政府の保障事業に対するてん補金請求(以下、「政府保障事業請求」)にかかわる履行期を定めた自賠法73条の2²⁷にも射程がおよぶと考える。政府保障事業請求においても被害者請求における平成20年最判と同様に最一小判平成17年6月2日(民集59巻5号901頁)(以下、「平成17年最判」)において

「法72条1項後段の規定による損害てん補額の支 払義務は、期限の定めのない債務として発生し、 民法412条3項の規定により政府が被害者から履 行の請求を受けた時から遅滞に陥るものと解する のが相当である。」と判示されている。政府は政府 保障事業における債権は公法上の債権であること から、民法412条3項の規定の適用を受けないもの として取扱ってきた。平成17年最判以降において も訴訟外の政府保障事業の給付においては遅延損 害金を支払っていなかったこともあり、保険法制 定に伴って被害者請求と同様の法規定を設けたも のと考える。この規定により、訴訟外の政府保障 事業の請求については、被害者請求と同様に支払 猶予期間が設けられ、特段の事情がない場合280 に は遅延損害金を支払う必要はないこととしてい る。したがって、損害賠償額の支払いのために確 認を要する必要な争点以外の訴訟においては、本 判決と同様の判断がされるのではないか今後を注 目したい。

以上

- 1) 本判決にかかわる検討、評釈については、①植草桂子「自 賠法16条の9の解釈をめぐる問題」保険学雑誌643号93頁 2018年、②松田真治「自賠法16条1項の請求権と労災保険 者の求償権の優劣関係・自賠法16条1項の遅延損害金の起 算日」法律のひろば2018年12月号53頁、③ 土岐孝宏「自賠 責保険における被害者の直接請求権と労災保険金を給付し た国の代位・直接請求権の優劣」法学セミナー2019年01月 号127頁、④山下典孝「自賠法16条1項請求と労災保険給付 による国の代位・直接請求の優劣及び訴訟上の被害者請求 における履行期」新・判例解説Watch 【2019年4月】129 頁2019年、⑤公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 東京支部 最新判例研究部会「重要最高裁判例情報」民事 交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 2019 (平成31年) 下 巻199頁、⑥甘利公人「自賠責保険と労災保険給付により国 が取得した損害賠償額支払請求権」平成30年度重要判例解 説109頁2019年、⑦根本尚徳「自賠法16条1項の請求権」平 成30年度重要判例解説75頁2019年がある。
- 2)「民集60巻3号1242頁」が正しいが、判決文をそのまま引 用した。
- 3) Xは頚部の障害(14級10号)の認定については、控訴していないことから、左肩関節機能障害の評価のみの判断となり、結果としては1審と同様併合12級となる。
- 4) 労災保険では本判決でも記載の労災保険法12条の4、健

康保険関連では健康保険法57条1項、国民健康保険法64条 1項、高齢者の医療の確保に関する法律58条1項等

- 5) 自賠法上、過失の多寡にかかわらず、自賠法3条の「生命又は身体を害」された者を「被害者」と呼んでいることから、これで統一する。
- 6) 昭和31年9月25日法制局一発第37号
- 7) 第三者の行為によって社会保険が給付する際には、請求者に対し「第三者行為届け」(「第三者加害行為による傷病届」等、様々な呼称がある)なるものを提出するよう義務付けている。この提出書類の中で、社会保険に対して優先払を認める同意書を提出させている保険者があるが、仮にこの同意書が添付されて自賠責保険に求償があったとしても按分して支払う事務手続きを統一的に取っていた。
- 8) なお、国民健康保険・各種健康保険にかかわる取扱いの変更については、国土交通省および厚生労働省と、労災保険にかかわる取扱いはこれまでどおりとすることは厚生労働省と調整した結果に基づくものであったようである。
- 9) 森冨義明「被害者の行使する自賠法16条1項に基づく請求権の額と市町村長が老人保健法41条1項により取得し行使する上記請求権の額の合計額が自動車損害賠償責任保険の保険金額を超える場合に、被害者は市町村長に優先して損害賠償額の支払を受けられるか。」最高裁判所判例解説民事篇平成20年度120頁に(注15)として、「国民健康保険法や労働者災害補償保険法にも、(中略)被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する旨の規定が」あり、「被害者の直接請求権と社会保険者の直接請求権とが競合するに至った場合に共通の問題である。」と記している。
- 10) 北河隆之=中西茂=小賀野昌一=八島宏平「逐条解説自動車損害賠償保障法[第2版]」146頁 弘文堂 2017年 では、労災保険はてん補性を有する給付を含んでいると考えられることを理由に被害者請求権は優先しないとしている。
- 11) 各種健康保険給付については「過失相殺前控除説(「控除後相殺説」ともいわれる)」が取られており、労災保険においては最三小判平成元年4月11日(民集43巻4号209頁)により「過失相殺後控除説(「控除前相殺説」ともいわれる)」が取られている。しかしながら、前者については下級審において定着しているとはいえ、最高裁で判断されたものはなく、後述の平成17年最判の調査官解説には「労災保険と健康保険とで、同じ代位取得の規定がありながら、」「解釈を異にする」の理由としては「なお検討を要するのではないかとも思われる。」とされている。(館内比左志 最高裁判所判例解説民事篇平成17年度293頁)
- 12) 学説については山下典孝「労災保険給付がなされた場合 の自賠法16条1項請求権の範囲と訴訟上の被害者請求にお

ける履行期が争点とされた事例」損害保険研究80巻1号216 頁(本件原審評釈)参照。

- 13) 松田・前掲1) ②58頁
- 14) 最三小判昭和57年1月19日民集36巻1号1頁
- **15)** 実務としては2019年(平成31年)1月1日より、本判決にしたがった取扱いに変更されている。
- 16) 実務として社会保険の取扱いが統一されたことを考えると、前掲1) ⑤205頁では、労災保険法12条の4等に支給調整規定があることから、今後16条請求を先行させると被害者の受取額が減ることとなるため、社会保険から先に請求する必要がある旨、記載がある。
- 17) 松田・前掲1) ②58頁でも「本来は立法的に解決すべき だ」と論じられている。
- 18) 最一小判昭和60年5月23日民集39巻4号や最一小判昭和62年4月23日金融法務事情1169号29頁等
- 19) 民法(債権関係) 部会資料70A 45頁
- 20) 自動車損害賠償責任保険約款第15条(保険金支払の履行期)
- 21)「請求時説」といわれている。
- 22) 国土交通省自動車局保障制度参事官室監修「新版逐条解 説自動車損害賠償保障法」151頁 ぎょうせい 2012年 植 草・前掲1) ①97頁
- 23) 国土交通省自動車局保障制度参事官室監修「新版逐条解説自動車損害賠償保障法」151頁 ぎょうせい 2012年では、「第16条の請求による損害てん補についても支払期限を明確にし、適正な支払を担保する必要がある」と解説されている。植草・前掲1) ①97頁にも同様の引用あり。
- 24) Xの主張は「請求時説」にたつものであった。
- 25) 2019年2月2日現在 判例集未搭載
- 26) 山下・前掲1) ④132頁には、自動車保険普通保険約款に おいて、「後遺障害の内容及びその程度を認定するための 医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関によ る審査等の結果の照会の場合を請求完了日から120日と規 定しており、それと平仄を合わせたようにも考えられる。」 と論じており、筆者も同感である。一方、自賠責普通保険 約款第15条2項3号において15条請求(保険金請求)の履 行期の規定でも同様の規定があり、こことの平仄も合わせ たものと考える。
- 27) 本条項も自賠法19条の9同様に保険法制定に伴い新設された条項である。
- 28) 訴訟外においての調査は、ほぼ「自動車事故の事実関係、 損害の程度、因果関係の有無、過失割合等の確認を要する」 ものからすると「必要な期間」といえるのではないか。